三世代ファミリー同居。近居促進事業補助金

内灘町では、子育てしやすい環境整備および人口増加を図るため、町内で三世代同居または近居をするために新たに住宅を建築または建築後使用されたことのない住宅を購入した方に対して、補助金を交付します。

対象者の要件

- ・三世代(親子および子の祖父母)で同居または 近居※をするため、新たに住宅を建築または建築 後使用されたことのない住宅を購入した方。
- ・子の年齢が令和3年4月1日時点で満18歳未 満であること。
- 三世代全員に町税等の滞納がないこと。
- ・過去にこの補助金を受けたことがないこと。 <u>※近居…親子世帯と祖父母世帯が、ともに内灘</u> 町内で居住すること。

対 象 住 宅

- ・自己の居住のために新たに建築した住宅または建築後使用されたことのない住宅で、延べ床面積の 1/2 以上が自己の居住の用に供され、かつその面積が 50 ㎡以上あること。
- ・ 令和 2 年 1 月 1 日以降に住宅の所有権保存登記または 所有権移転登記が完了していること。
- 住宅の名義人が三世代同居等を行う三世代のいずれかであること。

補助金額

・現金20万円を交付します。

申請手続き

① 交付申請 (申請者)

住宅の所有権保存登記または所有権移転登記が完了した日から起算して3か月以内※に、内灘町三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金交付申請書(様式第1号)により申請してください。

<交付申請書の添付書類>

- ・住民票の写し(三世代全員分) ・戸籍謄本(三世代の続柄関係が確認できるもの)
- ・工事請負契約書または売買契約書の写し
- 住宅未使用証明書(建築後使用されたことのない住宅を購入した場合に限る)
- ・建物の登記事項証明書(所有者が確認できるもの)
- ・<u>子を妊娠中※</u>の場合は母子健康手帳の写し(交付日および保護者の氏名が確認できるページ) ※子を妊娠中…新築住宅の取得に係る契約の締結日において子を妊娠していた場合に限る。
- 併用住宅の場合は住宅の平面図 (居住部分と居住以外の部分が分かるもの)
- 誓約書(様式第2号)

② 交付決定 (町)

交付申請書の書類を審査の上、交付決定通知書を送付します。

③ 補助金の請求 (申請者)

内灘町三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金請求書(様式第4号)により請求してください。

④ 補助金の交付 (町)

現金を指定口座に振込みます。

※申請書類は下記申請窓口で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

申請窓口・問い合わせ先

内灘町役場 都市整備部 企画課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL 076-286-6727 FAX 076-286-6709 E-mail kikaku@town.uchinada.lg.jp